

## 第17回船橋市動物愛護管理対策会議議事録

令和3年12月20日（月）

船橋市保健福祉センター3階

保健検査室、歯科検診室

### 【議題】

#### ○開会前

1. 事務局説明
2. 保健所長あいさつ

#### ○開会後

1. 犬猫の飼養・管理に関する普及啓発について
2. 多頭飼育の届出状況及び多頭飼育対策について
3. その他
  - ・船橋市収容動物公示書について
  - ・船橋市の動物愛護管理をめぐる主な課題検討スケジュール

### 【開会前】

#### 1. 事務局説明

本日、欠席者なしの旨報告があった。

#### 2. 保健所長あいさつ

#### ○保健所長 船橋市保健所長の筒井です。

委員の皆様方におかれましては、日頃本市の市政に対しご理解、ご協力をいただき、この場を借りて感謝申し上げる。

本会議ではこれまでに、船橋市の動物愛護管理をめぐる課題として、犬や猫の飼い方や飼い主のいらない猫対策等について時間をかけてご協議いただいた。そのおかげで、本年4月には、「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例」を一部改正し、また7月には、「船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドライン」を策定することができた。大変感謝を申し上げる。犬や猫を飼養・管理するにあたり、飼い主としての心構えと望ましい飼い方や管理方法等について、よ

り踏み込んだ内容とすることができた。これは、本市の人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けて、大変大きな前進に資するものと考えている。

さて本日は、まず犬猫の飼養・管理に関する普及啓発についてご議論をお願いする。委員の皆様の中にも犬や猫を飼養している方がいらっしゃると思うが、飼い主の方や市民の方にとって必要な情報をどのように効果的に伝えられるか、その方法について、ご議論いただきたい。

また、7月1日に船橋市の動物愛護及び管理に関する条例が施行され、多頭飼育の届出が開始された。本日は、その届出状況についても報告させていただく。多頭飼育問題については、環境省においても、平成30年度の動物愛護管理行政、獣医学、公衆衛生看護、社会福祉、精神医学の専門的な見地から検討を行う「社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関する検討会」というものが設置され、多機関連携による多頭飼育問題の解決の参考となるようにと、本年3月に「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン」が発行されている。本日は、お手元にそのガイドラインを用意させていただいたので、

それも参考にし、多頭飼育問題への対応や様々な関係者との連携についてご議論いただきたい。

委員の皆様方におかれましては、短い時間ではあるが、本日も様々な視点から活発な議論、ご提案をお願いしたい。

最後になりますが、委員の皆様におかれましても、引き続き新型コロナウイルス感染症予防へのご協力をお願いし、会議開催の挨拶とさせていただく。本日もよろしくお願ひします。

.....

### 午後2時12分開会

会議の公開・非公開、傍聴者について

中村会長から、本日の会議は公開とすること、1人の傍聴申し出があったことの報告があった。

-----  
[傍聴者入室]

#### 1. 犬猫の飼養・管理に関する普及啓発について

[説明]

○動物愛護指導センター所長 資料1をご覧ください。犬猫の飼養・管理に関する普及啓発について説明する。

これまでの会議で、船橋市の動物愛護管理をめぐる課題として、犬や猫の飼い方、飼い主のいない猫対策、動物愛護指導センターの業務等についてご協議いただき、本年4月に「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例」を一部改正し、7月に「船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドライン」を策定することができた。これは、本市の人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向け、大きな前進に資するものと考えている。

本日は、船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドライン等に記載した、犬猫の飼養・管理について、どのような方法を取れば、効果的に飼い主や住民へ周知することができるかご協議いただきたい。

スライド2ページをご覧ください。船橋市の広報媒体の一覧になる。主要な紙媒体として、広報ふなばしがあり、毎月1日と15日の月2回発行している。また、インターネット媒体として、船橋市公式ホームページ、ツイッター、フェイスブック、アプリがある。その他に、ふなばしCITY NEWS、回覧版、チラシ・ポスター等で広報活動を行っている。

スライド3ページをご覧ください。次に、市民が情報を入手するためによく利用する媒体は何か調査した結果です。船橋市では、広く市民の意識を把握し市政に反映させるため、毎年、市民意識調査を行っている。これは、市内に在住する満18歳以上の方3,000人を住民基本台帳から無作為に抽出し、郵送法により年1回アンケート調査を行うものです。調査報告書については、市ホームページのほか行政資料室、船橋駅前総合窓口センター、各出張所、図書館、公民館で閲覧できる。本日は、令和2年度の市民意識調査で、市民が情報を入手する際の手段等を把握し、広報活動の効果測定及び改善策の検討に活用するため、「広報活動」について調査をしたので、その調査結果を抜粋して説明する。

まず、情報を入手するためによく利用するものについての調査です。「普段、情報を入手するためによく利用する情報媒体は何ですか。」の問に対し、情報を入手するために使われているのは、「携帯機器（スマートフォン、タブレット等）」が85.9%で最も高く、次ぐ「テレビ（ケーブルテレビを除く）」が59.3%であり、ここまで5割を超え、以下、「パソコン」34.8%、「新聞」26.8%となっており、これらの情報媒体が広く利用されている。また、「その他」が1.3%あり、その内訳に「広報紙」が入っており、件数は9件です。年齢別にみると、「携帯機器（スマートフォン、タブレット等）」の割合は、年齢が下がるに従い高くなっています。最も高い18～29歳の96.4%と最も低い60歳以上の65.6%に30.8ポイントの差が見られるが、60歳以上でも6割を超える人が、「携帯機器（スマートフォン、タブレット等）」を利用している。

一方、「テレビ（ケーブルテレビを除く）」、「新

聞」の割合は、年齢が上がるに従い高くなっています、「新聞」においては、最も高い60歳以上の55.0%と最も低い18~29歳の5.8%に、49.2ポイントの差がある。

スライド4ページをご覧ください。次に、市の事業やイベント情報等の入手方法についての調査です。「市の事業やイベント情報等をどこから入手していますか。」の間に對し、市の事業やイベント情報等を得る手段として、「広報ふなばし（紙）」の割合が54.9%と最も高く5割を超えており、「家族や友人、知人との会話から」が27.4%、「船橋市ホームページ」が25.8%、「地域の情報誌」が17.7%、「新聞、新聞折り込み」が13.9%、「町会・自治会の掲示板」が13.8%と続いている。また、「その他」が5%あり、その内訳のなかに、「SNSやアプリ、ホームページ検索」が17件挙がっている。年齢別にみると、60歳以上が、「広報ふなばし（紙）」が75.6%、「新聞、新聞折り込み」が24.4%、「地域の情報誌」が22.9%といった紙媒体の割合が高くなっている。

スライド5ページをご覧ください。次から、効果的な啓発の方法について検討する。まず、情報の発信方法による検討です。スライド2ページに、船橋市における広報活動に用いる媒体を列挙したが、それらを、広報紙、ホームページ、ツイッター等のSNS、ポスター・チラシ及び、教室・イベントと方別に分類し、それぞれのメリット、デメリットについて記載した。広報紙のメリットは、市民意識調査結果にあったように、市民の関心が最も高いこと等があげられる。一方デメリットとして、紙面に限りがあり、掲載できる内容が限られること、記事の締め切りが、発行日の約1か月前と早いことが挙げられる。次に、ホームページやSNSは、市民意識調査の結果で、情報を入手するために最も利用されるものが、携帯機器（スマートフォン、タブレット等）であったことから、多くの方がホームページやSNSで情報を入手していると考えられる。これらのメリットとして、情報発信が迅速で手軽にできること、リアルタイムの情報を発信できること、インターネット回線があれば、いつでも、どこでもアクセス

ができる等が挙げられる。一方デメリットとして、常に最新の情報を掲載しておかなければならぬこと、検索しやすくする工夫や、閲覧数を増やす工夫が必要になること、また、コメント機能等があるツイッター等は、不特定多数から意見が寄せられ、思わぬトラブルにつながる可能性等が挙げられる。最後に、ポスター・チラシや教室・イベントについては、目的に合わせて又は対面で情報を発信できるメリットがあるが、ホームページやSNSが不特定多数へ情報発信できるのに対し、限られた人にしか情報発信できないこと、労力やコストがかかるといったデメリットが挙げられる。

スライド6ページをご覧ください。次に、普及啓発をする対象者層を把握し、対象者層別の普及啓発する情報を整理した。犬や猫の飼い主には、法律や条例による規制のほか、動物の愛護と適正な飼養に関することが挙げられる。また、飼い主のいない猫へ給餌する者へは、繁殖制限や、周囲の迷惑とならないよう猫を飼養・管理すること等が挙げられる。さらに、飼い主になろうとする者へは、飼う前に考えること、どこから犬や猫を迎えるか等が挙げられる。最後に、犬や猫を飼っている方も飼っていない方も全ての方に、命あるものである動物の愛護と適正な管理について関心と理解を深めること等が挙げられる。これらについては、船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドラインで、犬や猫を飼い始めるにあたり考慮すべきこと、飼い犬の飼養・管理について、飼い猫の飼養・管理について、飼い主のいない猫対策、それぞれの立場からの関わり方と項目ごとに整理し示している。

スライド7ページをご覧ください。次に、対象の年齢層による、情報の発信方法を検討した。市民意識調査結果にもあったように、広報紙は、市の事業やイベント情報等の入手方法として、最も関心が高く、特に高齢世代は紙媒体を最もよく利用するため、効果的である。ホームページやSNSは、情報を入手する手段として最も用いられ、SNSは特に若い世代に効果的である。ポスター・チラシは、どの世代にも有効と考えられる。

スライド8ページをご覧ください。現在、動物愛

護指導センターが発信する記事等の一覧です。広報紙や、船橋市公式ツイッターでは、3月に畜犬登録・狂犬病予防注射のお知らせ、4月に飼い主のいない猫の不妊手術実施事業等、9月に動物愛護週間、その他、しつけ方教室等のイベントは開催の約1か月前に掲載している。ホームページには、同じ内容の記事を通年掲載している他、収容動物の公示情報や飼い主を募集する犬猫の情報を通年掲載している。ポスター・チラシは、事前にお配りさせていただいたように内容別に作成し、窓口や苦情等の立入時、パネル展等で配布している。

スライド9ページをご覧ください。次に、動物愛護指導センターで作成し、住民の求めに応じ配布している看板についてです。犬の飼い方に関する看板は、スライドに示したように2種類の看板を作成し配布している。左側の「禁止！」の看板は、船橋市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、犬のふんの置き去りと放し飼いが禁止されていること、また、狂犬病予防法に基づき、鑑札と注射済票を装着することを示している。右側の「まちをきれいに！」の看板は、排泄は家で済ませ、マナー向上を啓発するもので、「禁止！」看板より柔らかい表現となっている。これらの看板は、年間約500枚配布しており、看板の内容について市民の方からご意見をいただく場合もあり、毎年作成する際に、内容を検討している。

スライド10ページをご覧ください。犬の飼い方に関する看板はあるが、飼い主のいない猫の飼養・管理に関する看板が欲しいというご意見がある。飼い主のいない猫の飼養・管理に関する看板について、手持ち資料に、他の自治体等がどのような看板を作成しているか調査したので参考にご覧ください。看板への記載事項案として、周辺の生活環境の保全、不妊手術の実施、餌の管理（置き餌の禁止）、ふん尿の処理、周囲の清掃、できるだけ保護して屋内飼養すること、猫への給餌、給水により周辺の生活環境が損なわれている場合、動物の愛護及び管理に関する法律により指導・罰則等の対象となることを記載したいと考えている。委員の皆様に

は、この記載事項や、どのような表現とすれば、市民に理解され、飼い主のいない猫の適正な飼養・管理の啓発になるかご協議いただきたい。

スライド11ページをご覧ください。次に、船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドラインに則した「地域猫活動」の地域住民への周知の方法についてです。船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドラインで、地域猫活動は、地域の合意を得たルールを作り、そのルールに基づいて猫を適切に飼養・管理することで、当面の間、地域の猫によるトラブルを軽減しつつ、その猫の命を全うし、将来的に飼い主のいない猫を減らしていくことを目的とすると整理した。そして、地域の猫の問題を解決していくためには、地域の住民や関係者等に理解を広げることが重要で、活動が知らないうちにに行われている、活動の主体者が誰か分からることはトラブルの原因となるため、活動の主体者を明示することを示した。活動の主体者の明示とは、代表者を決め、地域の猫に関する課題、地域猫による被害等の情報を受けられるようにし、代表者の氏名、連絡先、具体的な活動場所、活動時間等を地域住民が把握できるようにすることです。そして、周知の方法として、チラシ等の配布・回覧、掲示板、活動報告の方法を挙げている。

スライド12ページをご覧ください。周知の方法として、以前この会議で委員から、市で看板を作成できないかというご意見があった。船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドラインに示したように、地域猫活動は、地域の合意を得たルールのもとに、地域住民の中の地域猫の世話をする人が主体となって行う活動です。よって、周知の方法や、看板等の記載内容は、地域猫の世話をする活動の主体者を中心に検討していただくものになるが、何も無いところから作成するのは難しいので、看板の一例を作成し、ホームページ等で例示することを検討している。スライドには、看板の一例を挙げた。これについて、記載内容や表現について、委員の皆様にご協議いただきたい。

説明は以上です。

○中村会長 お聞きのとおりです。前回までの会議では、船橋市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正や船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドラインの作成について協議し、船橋市の動物愛護と管理について一定の指針となるものを作ることができたと考えている。今後は、これらを基に、犬や猫の飼い主や住民の皆様の、動物の愛護と管理に関する関心を高め、また動物の飼養に関する正しい知識をもってもらい、人と動物との調和のとれた共生社会を目指し、動物愛護管理の普及啓発に取組むことが必要と考えられる。事務局から説明があったように、現在、動物愛護指導センターでは、広報紙、ホームページ、チラシ、ポスター等で、犬や猫の飼い主向け、飼い主のいない猫対策、イベントや教室の案内を広報している。参考に、今配布しているチラシ等も用意していただいた。まず、普及啓発の方法や、チラシ等について、より効果的な手法についてご意見のある方は挙手を願う。

○切替委員 ユーチューブの動画等で地域猫活動を簡潔に映して、そこから知るというのはいかがか。

○動物愛護指導センター所長 地域猫活動というよりも、飼い主のいない猫対策として、何か啓発できること、例えば、TNR、地域猫活動、あるいは家で飼う等、ガイドラインに沿った形で何かすることは良いと考えている。技術的な面も含め、内部で検討していかれればと思う。

○中村会長 ありがとうございます。他にご意見はあるか。皆様、広報紙等はご覧になるか。私も新聞を取りなくなつてから、広報ふなばしに触れる機会が減り、公民館や市役所を通りかかった際に持ち帰っている。広報ふなばしは、大事な情報が沢山あるので、皆様に見てくださいと言うしかない。

○駒田委員 船橋市は個別配布してないか。

○石川委員 しています。

○駒田委員 では、割と目に留まりやすいのか。

○石川委員 ただ、広報課へ申請をしなければいけないので、そのシステムを知らないと分からぬか

もしれない。

○駒田委員 それは、進んでいると思う。千葉市も何年か前から個別配布をしていると聞いたが、市川市はしていないので、会長が仰ったように、駅に置いてあつたら持ち帰るという感じでしかなく、見ると本当に大事な情報等がよく載っており、必要と思う。ホームページだと、自分から見に行かない情報を取りないので、知りたい情報がある時は、ホームページに見に行つたらいいが、広報紙だと、パラパラと見るとそうなのだと思うところもあるので、その違いはある。それは、私を含めて高齢者向けの考えかもしれないが。

○南川委員 広報ふなばしは、船橋市民のどの位が読んでいるのか。今日いただいた資料でも、高いと言っても、船橋市民の8割、9割が読んでいれば高いが、そもそも目にしているのが3割、4割だったら、さらにその20%だったら全体のいくつかということ。広報ふなばしを読んでください、という広報が一番重要と思う。

○泉谷委員 私の場合は、新聞の折り込みで広報ふなばしを取っている。必ず広報に目を通す。今は、若い世代は新聞を取っていない世代が多いので、必ずしも市民の各世帯に行き渡っているかというと、相当数行き渡っていない部分が多いのではないかと思う。ここに、チラシやポスターとあるが、正直言つて、チラシで町会の皆様に回覧を流したという記憶はない。ポスターも掲示板に貼ってくださいという依頼もいただいたことはない。なので、そういったところが、まだ欠けている部分ではないかと思っている。町会自治会の会長は1年毎に交代してしまうので、こういう行事に関して理解してくださいというのは非常に難しいが、チラシを配布してくださいや、ポスターを掲示版に貼ってくださいということであれば、比較的取り組みやすいと思う。その辺りをご検討いただければと思う。

○平川副会長 今、泉谷委員から、新聞を取らない世帯が増えているというお話があったが、確かにそういう世帯が増えていることは事実です。ただ、郵送で送ってくださいと申し込みれば、必ず郵送で送つてくれるるので、それを申し込まれるように、新聞を

取っていない方はしていただければと思う。また、広報で良いのは、南川委員が仰ったように、読まない方は沢山いらっしゃるが、それが地域に広報で知らされていることによって、こんな事が広報に載っていたと井戸端会議で知つてから見ていただくことも結構あるので、市の広報というのはそれなりに重要なお知らせと思っている。泉谷委員が仰ったように、犬猫に関しては町会自治会に回ってくることが少ないと、ただ、町会としても頻繁に回されても手間がかかり大変な思いをすることがあるし、町会によってやり方が違う。月に1回しか配らない町会もあるし、来たらすぐに配る町会もある。私のところは、来たらすぐに配るようにしているが、なぜこんなに頻繁に回覧がくるのかと忙しくしてしまうがないと怒られる。なので、いくつかまとめて行わざるを得ない。そういう事情があるところが多いと思う。自治振興課で取りまとめ、年間でどの程度の回覧をするか知らせてくださいとしているかと思うが、その中でやっていただければ、比較的読んでいただけると思う。下手な鉄砲ではないが、やはり数出すことが大事で、これが良いからこれというふうに限らないで、色々な手段を使って情報を発信していただくのが重要と思う。

○中村会長 ありがとうございます。他にご意見はあるか。

○佐藤委員 私も、一定以上の年代の方には、広報というのは非常に有効と思う。確かに、広報ふなばしのアンケートを前に取り、かなりの方が見て色々参考になさっているという結果を前に見たような気もする。紙媒体としては、やはり広報が有効なのかと思う。やはり、若い方に訴えていくためには、デジタルで、具体的には、ユーチューブも良いと思うし、ツイッター、フェイスブック、その他ライン等、具体的にこれというのは直ぐには言えないが、私は、グーグルのニュースで流れてくる船橋のことを見ると、船橋でこんな店ができました、船橋経済新聞等が流れてきて、目にして見ていく。やはりこれからは、何かそういうふうに、若い人に訴えていく方法をとる。デジタルの良い所は、お金が余りか

からない。紙はどうしても、紙代、印刷代、手間もかかるので、やはりデジタルを考えていく。具体的な案が無くて申し訳ないが、それも一つ考えていくべきではないかと思う。

○中村会長 ありがとうございます。他にご意見はあるか。

○駒田委員 方法は色々検討していただくことで、内容だが、今ここでサンプルをいただいたが、難しいと思った。市としては、こういうことを啓発したいというのはとてもよく分かる。当然そうだと思う。でもこれで、餌やり者が非難されるようなことになってはいけないと思う。無責任な餌やりはもちろん駄目だが、無責任でなくてルールを守つて餌をやる方が非難の対象となるのは問題かと思う。また、ルールを守らないで餌やりをしている人に、こういう看板を出しても読まない。見ても見ないふりをする、言う事を聞かない。言ってみれば意味がない。こんな物作ってとしかとられないので、なかなか難しい。私たちは、こういうふうに活動していますというアピールは良いと思う。ちゃんとやっている方々に、私たちはこういうルールを守つてやっていますから理解してくださいという広報の仕方はすごく良いと思う。餌やり者に、餌をやるなど言っても無理なので、やるのであればルールを守つてという部分だと思う。これだと、ルールを守らない人の耳には入らないと思った。

○中村会長 猫の看板に関しては、また改めて後程、皆様のご意見を伺いたい。普及啓発は、色々な手法がありますので、これから広報活動を通じてまたより一段深く普及啓発を図るように講じていただきたいと思う。すごく画期的な案があれば事務局へご一報ください。

○泉谷委員 とりあえずは、継続することです。

○中村会長 そうです。後は、皆様に広報を読むこと、申し込めば送ってくれることを引き続き言っていただけると助かります。

次に、猫の飼い方に関する看板について協議する。犬の飼い方に関する看板は、スライド9ページにあるように、現在も配布している物があり、住民

の方からのご意見を受け、必要に応じて見直しをしているとのことです。ここでは、猫の飼い方に関する看板について協議する。まず、スライド10ページで説明があった、飼い主のいない猫の飼養・管理に関する看板について、他の自治体等の例も手持ち資料にあるのでご覧ください。飼い主のいない猫の飼養・管理については、犬のように、放し飼いを禁止する、ふんの置き去りを禁止するという具体的な規制はない。猫の被害で困っている方もいれば、動物愛護の観点から猫の世話をしている方もいるが、適切な猫の管理について住民の方へ啓発するものが一番良い方法かと考える。スライドに、記載事項の案が挙げられているが、記載事項や表現について、ご意見のある方は举手を願う。

○石川委員 猫の看板については、手持ち資料の「ネコのエサをあげている方へ 食べ残しとフンの始末、不妊・去勢手術を」の例が一番良いと思った。少し言葉を変えて、置き餌をしない、ふんの始末、不妊手術・去勢手術を必ず行ってくださいということを看板の中にまとめられたらベストかと思った。まとまっていて良いと思った。

○中村会長 情報量としては、これ位の情報しか受け止められないというか、入ってこないということですね。

○石川委員 看板はぱっと見てすぐ分かるものでないといけないと思う。フォント、色を変える等して、置き餌禁止、ふんの始末、不妊去勢と色分けすると、この3つを守って欲しいというのがぱっと見て分かり、さらに良いと思う。詳細は、作りながら考えるということで良いのかと思うが、ぱっと見て情報が分かるのが良いと思った。

○平川副会長 船橋市で考えている看板の案は、町会としては非常に貼りにくい。これを貼ることによって、逆に苦情が増える気がしてならない。少し、極端すぎる。行政が出す看板なので、どちらも否定しない看板をできればお願いしたい。手持ち資料の「猫たちにエサをやるなら」、「ネコにエサをあげている方へ」、「ねこを減らす活動をしています」の例は、逆に餌やりをしている人寄りであり、どちらをとっても、町会がこういう看板を貼ったとすると、

どれを貼っても怒られると思った。手持ち資料の中の、「ここは、猫に餌を与える場所ではありません」の例が一番怒られないという気がする。これは、肯定も否定もしていない。ここだけはやめてくださいという書き方で、「猫たちにエサをやらなら」、「ネコにエサをあげている方へ」、「ねこを減らす活動をしています」は、餌をやることを肯定てしまっている。一方、市で考えている案は、餌をやることを否定している。両極端なので「ここは、猫に餌を与える場所ではありません」は、わりと出しやすい。また、餌をやるならば去勢等という書き方は、ある程度は町会としてはやりやすいが、これだと餌をやっている人寄りと言われてしまう。市が考えている看板は、猫が嫌いな人側で、こういう物を出すと必ず町会長は猫が嫌いなのかと電話が掛かってくる。辛いことに、全然見知らずの人からそういう電話が掛かってきて叱られたこともある。私は自宅でも猫を飼っていることをお話し、一時間位かかったが、納得してもらった。あまり偏らず、できるだけ真ん中にいていただくようなポスターにしていただきたい。

○駒田委員 平川副会長の発言を否定するわけではないが、ここは猫に餌を与える場所ではありませんと書くと、ではどこならいいのかと絶対に言ってくると思う。もし餌をあげるのであれば、市にご相談くださいや、こういうルールを守りましょうという形でもっていかなければいけないと思う。市川市の大町に大きな公園がある。今紅葉がきれいなので、先日見に行ったが、その何か所かに、猫に餌をあげないでくださいとあった。その辺にいた猫は、皆太っていた。看板を貼っても、あげる人はあげる。特に大町公園のように、監視の目が行き届かない場所等では、やはりあげている人はいる。あれだけ太っているということは、それなりに餌をあげていないと、そんなに丸々と太ってはいないと思う。あげないでくださいというのは、なかなか効果は難しいと思う。なので、あげないでくださいではなく、あげるのであればルールを守ってくださいという方向に持っていく方が良いのかと思う。

○中村会長 文言一つとっても難しく、あげるなら

と言うと、あげることを容認しているというふうにも取られてしまうし、本当に難しい。これに関しては、次回の会議にも案を出すことも可能だが、まだご意見がある場合はここでお聞きする。

○動物愛護指導センター所長 資料をかえって色々お見せしたために、混乱してしまったかもしれない。看板は、色々なシチュエーションで、例えば、公園で餌をあげないでください等、そのようなことも書かれたサンプルを沢山配ってしまい、何をやりたいのかということが見えにくくなってしまったのかと思う。平川副会長が仰ることを、こちらも同じ立場で考えると、猫が嫌いな人からは餌やり禁止の看板を出してと言われるし、餌やり禁止の看板を出すると、今度は地域猫活動をやっているからこのようなものを出されると困ると、両方から苦情を受ける。そういう中で、市としては中立的なものを作るのが一番良いと考えている。「ネコにエサをあげている方へ」のような看板を作つてほしいというご意見もあった。そうすると、今度は餌をあげることを肯定するような、先程平川副会長が仰ったことになる。また、餌やり禁止とすると否定することになり、非常に看板を作るのが難しく、それで今まで無かったと思う。今回、ガイドラインを作つたということで、ガイドラインに沿つた内容を市民に啓発していく必要があると考えている。看板の趣旨としては、地域猫活動を行つてゐる場所に貼るのではなく、街中でふん尿被害に困つてゐる方が大勢いらっしゃり、そういう方に対して、餌やり者を牽制するわけではないが、餌をあげたりすることには責任があり、不妊手術の実施、置き餌はしない、ふん尿の清掃等をきちんと行わなければいけないことをアピールできるものが良いと考えて提示した。今回案を提示したが、我々としても何が良いのか分かっていないところがあり、そのような中、本日ご意見をいただけたのは良かったと考える。もう少し検討させていただき、ご意見を伺えればと思う。

○中村会長 ありがとうございます。それでは、次回の会議までに、皆様も検討していいいただいて、引き続き協議ということでおろしいか。

(「異議なし」の声あり)

○中村会長 ありがとうございます。続いて、地域猫活動の看板について協議する。スライド 12 ページに看板の一例を挙げていただいた。この看板は、活動の主体となる地域猫の世話をする方が掲示するものを参考として例示したいということだった。例示された看板について、ご意見のある方は挙手を願う。

○駒田委員 細かい言い回しだが、以下のルールに沿つてなので、その後を、「しています」でなく、「します」の方が良いと思う。不妊手術をしていくではなく、ルールなので不妊手術をします、こういうルールに則つていますという言いまわしの方がすつきりする。不妊手術をします、手術が終わった猫は耳カットしています、置き餌はしません、は良いが、トイレの環境美化に努めますといった方が良いと思った。

○中村会長 より決意が強い言い回しにするということか。

○駒田委員 ルールなので、ルールとして考えたときに、しますの方が良いと考える。

○中村会長 ありがとうございます。他にご意見はあるか。泉谷委員は、実際に、こういう看板を貼りたいという依頼はあるか。

○泉谷委員 私のところではない。看板が欲しい、こういうことをやって欲しいという要求はまだない。今やつてある段階の範疇で活動しており、それを拡張するという考えも今のところない。何件か話もあるが、私もやりますと増えてくれればありがたいが、まだ増える段階までいってない。私が担当している所では2か所あるが、地域猫活動で看板を立てましようということになると、看板を立てることによって弊害が出てしまうこともあります、難しい点はあると思う。なので、これはまだまだ検討の余地ありと考える。

○中村会長 ありがとうございます。普及啓発については、これから議論の場があると思うので、これもまた次回の会議に持ち越してもよろしいか。

○動物愛護指導センター所長 この看板も、無責任

な餌やりと地域猫活動が混同されて間違えられるのが嫌なので、こういったものがあつたらというご要望がある。そのため、このようなものをホームページに出すのはいかがかということで、次回ご意見をいただけたらと考える。

○中村会長 ありがとうございます。それでは、以上の説明でよろしいか。

○泉谷委員 私の感覚では、看板でなく、掲示板に貼った方が良いというような気もする。どこで誰がというのではなく、皆さんに知らしめるためにも、野良猫を対象としてこういう活動をやっていますということを、皆さんに少しでも理解してもらうということで、看板を立てるよりは、町会自治会の掲示板全部でなくてよいので何か所かに貼っていただく形をとるのも一つの方法としてあると思った。

○中村会長 ありがとうございます。これは、市が看板を作るのではなく、活動をされている方が行いたいということなので、もちろん町会自治会の理解を得ているので、町会自治会の掲示板を使用することは問題ない。内容に関しては揉ませていただく。

○泉谷委員 看板を立ててしまうと、それを見てご意見がでてしまうのが心配であった。

○中村会長 立てたり、掲示する場所は慎重に検討が必要ということになる。

## 2. 多頭飼育の届出状況及び多頭飼育対策について

### 〔説明〕

○動物愛護指導センター所長 スライド2ページをご覧ください。船橋市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正により、令和3年7月1日から、犬猫を合わせて10頭以上飼う方は、多頭飼育の届出が義務化された。これについて、市ホームページに掲載するとともに、周知用リーフレットを作成し、市の公共施設や、市内の動物病院、大型商業施設等へ配架を依頼し周知した。その結果、令和3年11月末までに、40施設から届出があった。飼養頭数別の内訳としては、10~20頭が35施設、21~30頭が5施設であった。届出のあった飼養頭数の合計は、犬

が45頭、猫が590頭だった。なお、犬については、化製場等に関する法律の許可を受けた者は届出の対象から除外されているので、多くが猫を10頭以上飼養する方からの届出となっている。

スライド3ページをご覧ください。環境省が、平成30年度に動物愛護管理行政、獣医学、公衆衛生看護、社会福祉、精神医学の専門的な見地から検討を行う「社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関する検討会」を設置し、多機関連携による多頭飼育問題の解決の参考となるようにと、令和3年3月「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン」を発行した。多頭飼育問題の背景には、飼い主の経済的困窮や社会的孤立、健康状態等が複雑に絡み合っており、動物虐待の罰則を適用するだけでは問題の解決を図ることは難しいため、対応にあたっては、動物愛護管理分野だけでなく社会福祉分野の専門職員等と連携した対応が必要となる。これまで「動物の問題」としてとらえがちであった多頭飼育問題は、動物の飼育状況の悪化だけでなく、飼い主の生活の低下や、悪臭や衛生問題といった近隣への迷惑をもたらす、人と地域の問題まで含めた広がりを持っている。また、その背景には、生活困窮や社会的な孤立等があり、社会福祉の支援が必要な飼い主が多いこと、飼い主から強制的に動物を取り上げられないこと、さらに再発リスクが非常に高いこと、そして根本的な解決のために飼い主に働きかける必要があることから、「人の問題」と「動物の問題」として別々に対応するのではなく、関係者が連携して対応することが重要となる。多頭飼育問題は、多数の動物を飼養しているなかで、適切な飼養管理ができないことにより、3つの影響（①飼い主の生活状況の悪化、②動物の状態の悪化、③周辺の生活環境の悪化）が生じている状況です。そして、この3つの影響が改善され、かつ、飼い主が多頭飼育問題を再び生じさせることなくその地域において生活を維持している状態が、多頭飼育問題の解決となる。

多頭飼育問題の予防と解決のためには3つの観点（①飼い主の生活支援、②動物の飼育状況の改善、③周辺の生活環境の改善）が必要です。また、根本的な解決は難しく、再発しやすいことから、問題の

解決には対症療法的な対応だけでなく、根本的な原因に対し継続的に働きかけることが重要となる。例えば、飼い主の生活支援には、社会福祉部局やケアマネージャー等による精神的、経済的な問題の解決やサポートが必要です。また、動物の飼育状況の改善には、動物愛護部局や動物愛護団体の協力による、個体数増加の抑制等の対策が必要です。さらに、周辺の生活環境の改善には、その他の公衆衛生部局や自治会等の協力が必要となる。このように、3つの観点に対して対策を講じるためには、官民を超えた多様な主体・関係者による連携が必要となる。

スライド4ページをご覧ください。環境省が発行している、人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドラインに記載されている、多頭飼育している飼い主を取り巻く相関図（イメージ）です。ガイドラインの40ページにも記載があるので、スライドが見えにくい場合は、ガイドラインをご覧ください。多頭飼育している人（飼い主）、動物、周辺環境に対し、多様な側面からの働きかけが考えられる。例えば、貧困や生活困窮状態の相談支援、高齢者の介護や生活支援、障害を抱える人の権利擁護や自立支援等、社会福祉部局の支援が必要な場合もある。非常にこのように、動物愛護管理部局だけでなく、生活衛生部局、警察、動物愛護ボランティア、社会福祉事業者等、行政・民間を問わず多機関と連携しながら改善策を講じていく必要がある。

スライド5ページをご覧ください。多頭飼育問題の予防についてです。動物の適正飼養のための普及啓発は、地域全体で多頭飼育問題を含む動物の飼養に起因する問題を未然に防止することにつながる。多頭飼育問題を予防するためには、動物に関する正しい情報（動物の繁殖生態、しつけの大切さ、動物の寿命、習性、生理等）、動物の飼い主として求められる責任（終生飼養、不妊手術の実施、近隣住民への配慮等）、飼養に関する相談窓口（飼養に困ったときの相談先や早期に相談することの重要性等）、自治体の制度・取組み（引取り制度、不妊手術等）、多頭飼育問題により引き起こされる3つの影響とそのリスク等を一般に周知することが重要となる。普及啓

発の方法は、動物愛護指導センターでは、冊子、パンフレット等の作成やセミナー、講習会等の開催が挙げられるが、住宅管理、社会福祉部局や学校教育、町会自治会等の協力を得て、飼い主だけでなく、家族や近隣住民等、動物に関心がない人にも情報が届くよう、効果的な普及啓発が必要となる。市では、今年7月から多頭飼育の届出制度を開始したが、情報を把握する環境を整備したので、今後は、多頭飼育問題の未然防止や早期対応が重要になると考える。

スライド6ページをご覧ください。次に、多頭飼育問題の事例を紹介する。

スライド7ページをご覧ください。市内で実際にあった多頭飼育問題事例について説明する。

事例1です。飼養動物は、猫で約90頭飼養していました。飼い主は女性で、心療内科に通院しており、夫と同居していました。家の所有・状況は、戸建てに居住し、全ての猫を屋内飼養していました。屋内の状況は、物が多く、ふん尿が堆積し、悪臭、多数のハエやネコノミが発生し、不衛生で、人が寝食できない状況だった。数が増えた要因は、野良猫を保護してしまうこと、不妊手術に不安があり手術ができず、猫が繁殖してしまったこと、また、他人に譲渡することにも不安があり、個体数を減らすことができないことがわかった。経済状況は、夫の給与が主な収入源であり、その他、SNSを通じ寄付を募っていた。発見から、解決まで約3年を要し、現在も見守りを継続している。解決に至るまで、動物愛護指導センターのほか、動物愛護ボランティア団体、地域住民、保健と福祉の総合相談窓口のさーくるが関係し対応にあつた。

スライド8ページをご覧ください。事例1への対応です。まず、本事例は、多数の衛生害虫や悪臭が発生し、周辺の住民から苦情が寄せられ探知した。飼い主と接触するのが難しく、立入検査ができるまで長期間要した。屋内の状況はふん尿が堆積しており、また猫の適切な飼養・管理が行われていない状況だったので、動物の愛護及び管理に関する法律や船橋市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、口頭指導や指導票による指導を複数回行ったが、飼

い主人による改善は難しい状況だった。次に、不妊手術や、飼養環境を改善するために猫の飼養頭数を減らす検討を行った。まず、動物愛護指導センターで引取ることを説得したが、殺処分を危惧し、飼い主が了承しなかった。そのため、不妊手術や猫を保護して新たな飼い主を募集することができる動物愛護ボランティア団体を探した。その結果、協力獣医師に依頼し不妊手術を実施してくれるボランティア団体と、猫を保護し、新たな飼い主を募集してくれるボランティア団体の協力が得られ、この方法で飼い主を説得した。さらに、飼養施設の清掃も動物愛護ボランティア団体が協力し行い、飼養環境を整えた。その他、さーくるの職員が就労等の相談を行った。本件については、現在も、動物愛護指導センターが飼養継続している猫や飼養環境等の見守りを継続している。本件で困難だったことは、まず飼い主と会って話をしてこと、不妊手術や数を減らすこととの説得、飼養環境の改善、飼い主の精神的な支援等であった。

スライド9ページをご覧ください。

事例2です。飼養動物は、猫で約40頭飼養していました。飼い主は、独居の男性で、うつ病のため精神科に通院していました。家の所有・状況は、戸建てに居住し、全ての猫を屋内飼養していました。屋内の状況は、ふん尿が堆積し、悪臭が発生している状況であった。数が増えた要因は、5年前にメス猫1匹を飼い始め、屋外に逃げてしまった際に妊娠してしまった。当初は、子猫の譲渡先が見つかっていたが、その後も繁殖制限を行わず猫が増加してしまった。経済状況は、生活保護費を受給している状況であった。発見から、解決まで約2か月を要し、現在も、動物愛護ボランティア団体が猫の飼養を希望する者を募集している。解決に至るまで、動物愛護指導センターのほか、飼い主の姉夫婦、動物愛護ボランティア団体が関係し対応にあたった。

スライド10ページをご覧ください。事例2への対応です。まず、本事例は、姉夫婦から動物愛護指導センターに、猫を引き取って欲しいと相談があり探知した。飼養状況は、屋内全体で猫を放し飼いにしており、人慣れしていない猫が多数いるような状

態であった。屋内の生活スペース以外は、猫のふん尿で埋め尽くされた状況で、猫も人に慣れておらず簡単に捕まえられる状況ではなかった。姉夫婦は、猫を捕獲して動物愛護指導センターに運搬してくれる業者を探したいとの考えだったが、動物愛護ボランティア団体へ相談し、猫の捕獲や運搬と、その後の猫の譲渡を希望する者を募集する協力が得られた。また、姉夫婦が飼い主を説得し、猫全頭を動物愛護指導センターで引き取る了承が得られた。その後、猫を動物愛護指導センターで引取り、不妊手術や、ワクチン接種等を実施し、動物愛護ボランティア団体へ譲渡した。現在、動物愛護ボランティア団体で、猫の飼養を希望する者を募集している。また、飼い主は転居し、その後の生活については、姉夫婦が見守りを継続している。本件では、当初から猫の引取りを求める相談であったため、動物愛護団体の協力を得て速やかに対応することができた。しかし、飼い主は、生活支援等の社会福祉支援を受けていたが、その方面からの相談は無く、もっと早く探知できていれば、生活状況の悪化等を防ぐことができたと考える。

スライド11ページをご覧ください。

事例3です。飼養動物は、猫を約13頭飼養していました。飼い主は、猫の繁殖業者の女性で、自宅の一室に繁殖施設を設け動物取扱業を営み、夫と同居していた。家の所有・状況は、戸建てに居住し、全ての猫を屋内飼養していました。屋内の状況は、ふん尿が片付けられず堆積し、悪臭が発生している状況だった。飼養環境が悪化した要因は、飼い主が病気になり、動物の飼養管理、繁殖のコントロールができなくなってしまったことであった。経済状況は、飼い主が病気になった後は、夫の給与が収入源だったが、夫は仕事が忙しく、猫の飼養管理まで手が回らない状況であった。発見から、解決まで約1年を要した。解決に至るまで、動物愛護指導センターのほか、地域包括支援センター、ケアマネージャーが関係し対応にあたった。

スライド12ページをご覧ください。事例3への対応です。まず、本事例は、猫の繁殖業者であり、猫の数を減らすことを説得するのに非常に時間を要

した。またその間にも、子猫が生まれ、数が増えてしまう状況であった。夫やケアマネージャーが、猫の引取りについて説得したが、飼い主の了承が得られなかつた。結果として、飼い主の病状が悪化し、止む無く飼い主が引取りを了承した。引き取った猫は、動物愛護指導センターで不妊手術、ワクチン接種等を実施し、新しい飼い主を募集した。また、飼い主に対しては、地域包括支援センター、ケアマネージャー等が、生活スペースの清掃や保健福祉等の支援をサポートした。

本事例のように、飼い主が生活状況や動物の状態が悪化していることを認識し、それを問題ととらえ、改善するために誘導することは非常に困難なことが多くある。

スライド13ページをご覧ください。多頭飼育問題事例を紹介したが、既に多頭飼育状態が深刻化している場合、飼い主の努力や取組だけでは問題解決が困難な場合がほとんどである。多頭飼育問題に対応してみて、早期発見、発見後の対応、再発防止に分け、課題を挙げた。

早期発見については、動物愛護指導センターが把握する時は、悪臭や害虫が発生し近隣住民からの苦情で探知することが多く、このような状況になる前に対策を講じられたらと考える。また、生活保護受給者や精神的な疾患がある方も多く、住民、民生委員、行政、社会福祉業者等、飼い主に比較的近い立場にある地域の関係者に、多頭飼育問題の影響や早期対応の重要性を認識してもらい、早期に発見し相談してもらうことが重要と考える。

次に、発見後の対応については、行政（動物愛護管理部局、社会福祉部局等）、その他関係機関、動物愛護団体等が連携して対応することが求められる。また、不妊手術、屋内の清掃（生活環境の改善）等は、費用を負担する経済力が無い等、飼い主だけではできないことが多く、引取りに同意する意思もなく、説得が難しいことも多くある。これも、各分野で専門知識を有する者が連携して対応し、飼い主に問題意識を持たせ、改善することが望まれる。

再発防止については、飼い主は、飼養環境が悪化

していることや、虐待に近い状態で動物を飼養しているということを認識していない者も多く、仕方なく動物を手放し問題を解決した場合、動物を無理やり取り上げられたという被害者意識を持ち、行政の職員に不満や反発する気持ちを抱いたり、再び動物を飼い始めたり、飼養環境が再度悪化する者もみられ、再発しないための見守りや飼い主の意識の改善が必要となる。

説明は以上です。

---

○中村会長 お聞きのとおりです。まず、スライド2の多頭飼育の届出状況に関して、11月末までに、40施設が届出されたとのことです。これについて、質問やご意見のある方は举手を願う。

○石川委員 40施設は、個人の方の多頭飼育の方を含めてか。私も、10頭以上いるので届出した。

○動物愛護指導センター副主査 施設と書いたが、ほとんどが個人宅です。一部、動物取扱業で繁殖に用いていた猫を今ペットとして飼っているということで届出をされた方が数件あるが、ほとんどが個人宅での届出となる。

○中村会長 ありがとうございます。他にご質問はあるか。

○平川副会長 頭数に変更があった時は、必ずその都度届け出なければならないのか。17頭で届け出て、1頭貰われ、また1頭来た場合、17頭で届け出て、16頭になり、また17頭と変更しなければならないのか。例えば、年間で、何月何日時点の頭数でよいとなれば楽だが、教えてください。

○動物愛護指導センター所長 頭数が増えた時に変更の届出が必要となる。1頭出て、1頭入った場合は、届出が不要になる。

○中村会長 10頭以上が届出必要なので、9頭以下の場合は届出不要となる。なおかつ、多頭飼育していても届出していない方もいると思うので、この頭数というのは、ごく一部という認識でいいかと思う。

○動物愛護指導センター所長 変更の届出につい

て、少し訂正を行う。届出者の氏名、名称、住所、代表者が変わったとき、犬又は猫の数が4頭以上増加したときに変更が必要となる。あるいは、犬、猫の種類が変わったとき、施設の規模や構造が変わった場合に変更届が必要となる。事前に配布した多頭飼育の届出のチラシにも記載してある。

○中村会長 これは、これからどんどん届出してもらわないと困るのか。

○動物愛護指導センター所長 条例で義務付けたので、届出していただくことになる。届出していただいた中でも、雄雌と一緒に飼っていて、不妊手術をしていないという届出も見られるので、そういったところには優先して飼い主宅を訪問し、必要に応じた指導をし、多頭飼育問題が起こらないように予防することを考えている。

○中村会長 スライド2に関しては、これでよろしいか。次に、多頭飼育対策について協議する。本日は、多頭飼育問題について、どういう状況か、また対応や予防について、概要を説明していただいた。あまり身近にない問題で実感がわかない方もいらっしゃると思うが、多頭飼育問題の事例も紹介していただいた。文字だけでも胸が痛むが、写真等で紹介していただいたような状況を見ると、飼い主だけの力で解決するのは難しい状況であることが想像できる。事例の中で、動物愛護ボランティア団体の協力、包括支援センター等の福祉分野の方の協力を得て、解決に至ったという説明もあった。本日は、委員の皆様に、今までの経験の中でそれぞれの立場から、多頭飼育で困っている飼い主に接したことがある方、事例の紹介や事務局への確認や質問をいただき、まずは多頭飼育問題について共有したいと思う。何かご意見があるか。

○石川委員 私は今14頭飼っており、実家も14頭飼っている。両家合わせて、28頭いる。全部これは、今手術と餌をあげている1か所の神社だけで、4年かかりその数になってしまった。手術がまだ終わっていない猫が妊娠してしまい、子猫が生まれてしまった。その子猫を保護して個人の力ではあるが、里親の募集を町内会の掲示板等で掲示し募集したが、結局1年、2年経ってもなかなか応募してくれ

れる方がいなくて、情が移った、私たちに慣れてくれたというのがあり、結局自分の猫にしてしまった。どちらも14頭になってしまった。困っているのは、里親募集をかける術が、インターネット等があるのかもしれないが、個人だとなかなか飼い主が見つからず困っている。ボランティア団体でも、猫の引取りの数がすごく多く、有料で引き取ると言っても、引き取ってもらえないケースが増えているという話を周りから聞いている。子猫の里親が見つからないというのが一番問題。そこをセンターにも相談にのってもらい、ご協力いただければ助かると思っている。また、多頭飼育の登録については、登録数が少ないので、登録するとメリットがあるというのがないからなかなか認識されないと思う。例えば、難しいと思うが、10頭飼っている方で1頭ワクチンや手術を無料ですぐ、サービスでないが、登録するとメリットがあると良いと思ったがいかがか。

○動物愛護指導センター副主査 里親募集が個人では難しいということについて、センターでは子猫はかなり譲渡に繋がっている。センターから個人の飼い主の方に譲渡する子猫もいるほか、広く譲渡を行うボランティア団体もいるので、空きがある方が手伝ってくれている。頑張らずに、できるだけ数が増えないように、ご相談してくれればと思う。また、市に登録のある譲渡ボランティア団体は、やはり預かりは難しいが、どういう方法で里親を募集したら見つかりやすいというノウハウを教えますと仰っていただいているので、そのような相談があれば、ボランティア団体を紹介することもできる。最終的には自分で見つけていただくことになるが、ボランティア団体の協力も得られるので、困ったらご相談いただければと思う。

○石川委員 分かりました。ありがとうございます。

○動物愛護指導センター所長 センターに譲渡してくれるかと問い合わせする方も結構いる。センターは譲渡機関ではないため、こちらで判断し譲渡の適性がある動物が譲渡になる。譲渡先を探す方法として、ポスターをセンター、動物病院、スーパーの掲示板等に掲示する、あるいは千葉県動物愛護センタ

一に里親探しのサイトもある。また、千葉県動物保護管理協会を紹介する場合もある。多頭飼育の届出をした場合のメリットがあった方がいいというご意見は初めていただいた。当初考えていたよりも届け出数が倍近く多かったというのが現状である。市内で40施設届出があり、まだ届出をしてない方もいると思っている。届出は条例に入れたが、届出をしていただくことで、多頭飼育問題の発生を少しでも防ぐことができるという目的で行っており、届出数を上げることを目的としていないので、ご意見については今後の参考とさせていただく。

○石川委員 ありがとうございます。

○中村会長 他にご意見があるか。

○駒田委員 これは別の市の福祉のご担当の方から伺った話だが、そのおじいさんを最近見かけないと福祉の方に連絡があり、どのくらい会っていないのかと言ったら一週間から十日ということで、ちょっと行ってみましょうと鍵を開けてもらい中に入つてみたらその方が亡くなっていて、猫が沢山いて、フードの袋も破けて空っぽになつていて、それ以上のことは言いたくないですけど、酷い状況があつた。それを聞いたのは2年位前ですけどすごくショックで、まずはファーストステップとしては我々が行けるところではないので、そういうことがあつたら連携が必要という話をしてきた。とにかくこういうことが結構ある。表に出なくとも、ボランティアだけで片付けてしまったりとか、割とそういうことがある。あと、飼い主探しのことでいうと、私もこの間ちょっと相談され、ホームページにアップした。子猫ですと言っていたが、もたもたしているうちに5か月になつていていた。そういうことを載せてくれるところに登録したが、2~3か月の猫のかわい写真の中で、5か月は結構大人の顔をしている。模様にもよると思うが。その猫はサバトラで大人っぽく見えてしまい、閲覧数が圧倒的に少なく、一生懸命書いたがそこのホームページでは貰い手が見つからなかつた。幸い、他のボランティアが色々してくれ、6か月の猫を飼い始めたばかりで、遊び相手に欲しいから同じ位の月齢の猫がよいという方に

貰われた。私は遊び相手に良いかどうかは分からぬが、最近インスタ等をみせてもらつたらちゃんと遊んでるので、本当に幸せになって良かった。5か月、6か月になると大人になるし、女の子は発情がきたりする。少しもたもたしているとすぐに月数が進んでしまう。生まれてしまったと言つてはいるうちに本当に大きくなるということ市民の方に知つていただきたい。新しい飼い主を探すのであれば、早いうちが良いということを知つていただきたいと思った。

○中村会長 他にご意見はあるか。

○切替委員 私が直面した多頭飼育問題は、普通の人が、見かけがかっこいいといってドーベルマンを飼つた。自家繁殖をしてふやした。すると、隣の家から石を投げられる、飼い主がいないことを見計らつて、自分の庭に放しては庭に石を投げられるという問題が起き相談された。どうして投げられたかと聞くと分からぬと言う。よくよく話を聞くと、隣の家の人が自宅に帰る時に、家の前を通るとその犬が吠えるらしい。それが、その人は自分の家に帰るだけなのに犬に吠えられる。小型犬が吠えるのと違い、大型犬が吠えると迫力があるので、嫌いな人は怖い。そういったことで近隣トラブルが大変で、最終的には、犬を飼つている人が広い所に引っ越した。似たような問題で、他県では、グレートデンとドーベルマンを飼つていて、そこは自分の家の庭なのに庭に出すと、隣の家の人が怖いと警察に電話をするという事態になった。そこは他県であり、私も現地に行くことができず、お話を聞くだけしかできなかつた。臭いは別だが、猫は閉めてしまえば鳴き声はいかないと思うが、犬の場合は声の大きさ、庭で排泄させると臭いがご近所への影響が大きい。

○南川委員 弁護士の立場でよく考えてみたが、本人が経済的に困窮するか、身体的な病気になるか、精神的な病気になるケースで多頭飼育問題が発生するのかと思う。この図をみると色々なところで弁護士が関わると思う。弁護士に相談にきた時に、法律で解決しようと思っても、なかなか難しい。おそらく

く、お金があれば、色々有償でやりようがあるが、崩壊している場合なかなかお金が無いと、弁護士費用や、処理の色々なお金が出てこず問題となる。この問題は、今後も、船橋市を含め問題となる可能性はあるので、弁護士としてもこういう問題を察知したときに、どのような解決をするか、弁護士だけではなく色々な機関と協力してやらなければいけないことを今回勉強させていただいた。こういう研修も含めて、弁護士会や法律職の勉強会等が取っ掛かりで問題を把握できれば多少なりとも良いと思った。船橋市や千葉でご存知の範囲でいいが、弁護士会と連携している、弁護士会と研修会をした、情報交換をした等という事例があつたら教えていただければ、今後の参考となるがいかがか。

○動物愛護指導センター所長 弁護士会との関わりは、現在のところない。困窮によって破産をしてしまって、猫が残されてどうしようというような事例はあつたりする。

○南川委員 そのような場合は、結局、引取り等といった話になっていく訳ですよね。また、弁護士会等、こちらでもどういうことができるのか考えていかないといけない問題だと思った。

○平川副会長 今、多頭飼育の話を聞いていると、自分の家で繁殖をしてしまっているという例がほとんどである。例えばだが、届出が必要な程、一定頭数以上飼育している人については、まず不妊手術を一定の条件で義務付けをする、努力目標でもいいのかもしれないが、一定の水準を超えてふえてしまうような状況であれば、条例に基づいて強制的に不妊手術を行うことができるというようなことが可能なのかどうか研究をしてもらいたい。なぜかというと、先程仰ったが、やはり自分の所で飼っていて、飼い主のいない猫を家に連れてきた時に、その猫の不妊手術をしなければいけないという、一つの大変な経済的な負担である。ここ3か月で5頭、ミルクボランティアをやっていますよねと連れて来られた。ミルクボランティアはやってないと断ったが、連れて来られ、まだ眼も開いていない、へその緒も付いている猫を連れて来られるとどうすることもできない。結局、ミルクからやらないと育たな

い。最初の2頭は、愛護センターで引き取ってもらった。まだ小さかったが、何日かしてホームページに載り、何日かしたらボランティアに引き取られましたと、黒い猫2頭載っていた。その後に2頭同じ人から連れて来られ、もうそれはできませんということで、仕方ないから私のところで一定の大きさになるまで育て、近くに好きな人がいて、その人が、たまたま猫が亡くなつたばかりだから1頭だけなら貰ってくれると言つた。兄弟だからなんとか2頭引き取つてと言い、2頭引き取つてもらった。ワクチン、手術は全部その家でしてくれた。その後1頭、80gで來た。ちょっと無理かもしれない、体が冷え切つて低体温になつていてどうしようもなかつた。とても遠いところから連れて来られて返すわけにはいかず、湯たんぽで温めて、必死になつて育て、今もまだ家にいる。その猫が今日で2kgになった。その猫を譲渡したいが、譲渡するにしても不妊手術をしなければいけない。ワクチンは終わつたが、そういった費用をいったい誰が持つのかという問題を抱えている。そうやって引き取つた猫も、いずれは飼い主が決まるという猫の手術の費用についての補助のようなものも必要ではないかと思う。そういう増やさないための制度、引き取つてもらえる里親を探しやすい制度があれば良いという希望的な話です。また、ボランティアでお願いしたいのは、個人宅で保護している猫を、ボランティア団体あるいは愛護センターで里親募集をして欲しい。里親が見つかるまで、自分の家に置いておくが、手段もないし、方法も知らない。なので、里親募集の何かをして欲しいと思う。自分で里親募集をするには限界があるから、そういうノウハウを持っている団体で、募集をしてくれないかとそういう気がする。

○中村会長 ありがとうございます。多頭飼育問題は、今日から始め、これだけ意見が出て、様々な問題が絡み合つてるので、択一的な解決法で解決することではないと思う。次回以降話す機会があるので、事務局には引き続き検討していただき、この会議でも協議を続けていきたいと思うがよろしいか。

（「異議なし」の声あり）

○中村会長 ありがとうございます。

### 3. その他

#### ・船橋市収容動物公示書について

[説明]

○動物愛護指導センター所長 資料3 船橋市収容動物公示書についてご覧ください。収容動物の公示とは、船橋市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、所有者の判明しない犬猫や負傷動物を収容したときに、その旨を2日間公示するものです。収容動物公示書を市役所及び出張所の掲示場に掲示して行うほか、市ホームページ（動物愛護指導センターに収容され公示中の犬・猫）のページに公示情報を掲載している。スライド2ページに、船橋市動物の愛護及び管理に関する条例の関係する箇所を抜粋して記載した。

スライド3ページをご覧ください。現状の船橋市収容動物公示書の一例を示した。公示書には、収容月日、動物種、収容場所、収容期間、連絡先等を記載している。一般的に処分というと殺処分をイメージする方が多いと思われるが、環境省告示「犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について」では、「処分」は「所有者への返還、飼養を希望する者への譲り渡し、及び殺処分とする。」と明記されている。また、船橋市動物の愛護及び管理に関する条例には、2日間公示し、公示期間満了後1日以内に飼い主が動物を引取らないときは、これらの動物を適正に飼養することができると認められる者に譲渡することその他の方法により当該動物を処分できることが定められている。

スライド4ページをご覧ください。船橋市収容動物公示書の見直しの検討についてです。先日の、令和3年第4回船橋市議会定例会で、公示書について、

「処分」という表現は、「殺処分」をイメージしてしまう。動物愛護指導センターが、収容動物をできるだけ譲渡に努めている実情と齟齬がある。「処分」の意味が適切に伝わるよう、表現について飼い主が気付きやすくする工夫、改善の余地がある、とのご意

見があった。前のスライドで説明したように、「処分」とは決して殺処分だけではなく、所有者への返還や飼養を希望する者への譲渡も含まれていることから行政においては「処分」という表現を使ってきたが、動物愛護指導センターでは、飼い主が判明しなかつた犬や猫は、適性を見極めたうえで、できるだけ新しい飼い主へ譲渡するよう日々努力しているので、これらの取り組みも踏まえ、市民に正確に伝わるよう、公示書の表記について検討したいと考えている。見直しの一例を記載したので、委員の皆様に、公示書の表現についてご協議いただきたいと考えている。説明は以上です。

---

○中村会長 お聞きのとおりです。公示書について、皆様ご覧になったことはあるか。

○平川副会長 市役所の玄関前に、左側にある。

○中村会長 ガラスの内側に貼ってあり、立ち止まってご覧になっている方もいる。そこに貼られる物で、収容動物の公示については、迷子になった動物の情報を飼い主に伝えている。事務局に伺ったところ、収容期限がいつまで、収容期限が切れたあとの対応をどうするかを必ず記載したいということでした。処分という言葉が、殺処分をイメージしてしまうという意見が市民から寄せられているということで、スライド4ページの見直し例の文言に関し、なにかご意見がある方は挙手を願う。

○駒田委員 処分のあとに、括弧で「譲渡を含む」も良いと思うが、「飼い主の権限を放棄したものとみなします」のほうが分かりやすい気がする。

○平川副会長 私も今、そう思ったが、南川委員にそれで意味が通じる、あるいは法律は大丈夫かお聞きしたい。

○南川委員 私もよくまだ分かっていないが、処分の中に所有者への返還もあるので、放棄したともいえないでの、表現として正しいかなんとも言えない。「収容してます」や、「収容期間は～までです」では足りないのか。それとも、それが終わったら何

かしますというのが公示の対象になってくるとしたら、公示の趣旨との関係でどこまで書かなければいけないのかというところになると、処分（譲渡を含む）というのが無難な気もする。もっと良いものがあれば、それでも良い。

○平川副会長 これは単に、公示送達をしているだけで、本人に通知した、これをもって本人に通知したこととみなすというもののか。

○動物愛護指導センター所長 飼い主の判明しない動物を収容したら、飼い主がいたら公示を見て返還等することになる。公示期間2日間において、その後1日以内に申し出ないと、市としては、返還、譲渡、殺処分という手続きができるようになる。そのために必要な手続きとなる。

○平川副会長 私の勘違いだった。所有者に返すこととも処分に入り、処分は本人に不利益を与えることと思ったがそうではない。要するに、所有者へ戻すというのも処分ということか。南川委員そういうことか。

○南川委員 処分の中に、所有者への返還も入っているので、そういうことと思う。

○中村会長 本日いただいたご意見をもとに、事務局と会長で協議し見直したいと思う。他に意見はあるか。

○切替委員 一番上の案が柔らかくて良いと思う。

○動物愛護指導センター所長 一番と三番は同じような書きぶりになっている。今回、処分というと殺処分をイメージされる方がいるということで、収容期限はいつまでですというところで終わりにすると、収容されて期限が過ぎたらどうするのかというイメージを抱く方も中にはいらっしゃるのではないかと事務局では話合いをしていた。

○中村会長 このような公のものに処分と書くと、どうしても人間は、「殺」を付けたくなる。ある程度、譲渡を含むという安心材料があったほうがよいと思った。

○切替委員 数か月前の話だが、そんなに親しくない知り合いが、迷子の犬を見つけてしまった、愛護センターに持っていたら処分される、どんな扱いを受けるか分からないという相談を受けた。未だに

そのようなことを言う人がいると思ってショックだった。そんなことない、愛護センターはすごく大事にしてくれるという話をした。でも、愛護センターに持って行ったら絶対に殺されるから駄目と聞いたと。まだそのように思っている方が多いのかと思った。個人的には、できれば、ここに処分という言葉を付けない方が良いと思った。何日まで収容していますとその後が気になる方は、自分で調べ、その後どうなるのか考えて欲しいと思う。

○中村会長 ありがとうございます。

○南川委員 処分という言葉を使わなければいけないのか分からぬところがあるが、もう少し平易にするならば、希望者への譲渡等の適切な方法をとります、処置をします、のような言い方で足りるのであれば、そのような言い方もできると思った。

○中村会長 この委員の中でも、それぞれご意見が出るので、より市民の皆様が不安を煽られないようになるのが一番と思う。事務局と協議し見直しさせていただくことでよろしいか。

（「異議なし」の声あり）

#### ・次回の会議について

##### 〔説明〕

○動物愛護指導センター所長 資料4 船橋市の動物愛護管理をめぐる主な課題検討スケジュール(予定)をご覧ください。本日は、動物愛護管理対策会議(第17回)として、犬猫の飼養・管理に関する普及啓発について、多頭飼育の届出状況及び多頭飼育対策について、その他についてご協議をいただいた。次回は、令和4年2~3月頃に、第18回動物愛護管理対策会議を予定している。今後の協議事項は、多頭飼育対策について、犬の登録と狂犬病予防注射の推進について、動物取扱業者による動物の適正な取扱いの推進について、動物愛護指導センターの機能強化について等を予定している。

説明は以上です。

○中村会長 お聞きのとおりです。本日説明のあったように、次回は、来年2月~3月に開催を予定し

たいと思うが、いかがか。

（「異議なし」の声あり）

○中村会長 議題について、今後の検討事項の中で、これを協議した方がよいというご意見があつたら挙手を願う。なければ、挙げられたものを順次協議していく。

○駒田委員 動物取扱業者による動物の適正な取扱いの推進について、法律が変わり、動物取扱業の規制も変わったところを、資料として教えていただきたい。

○中村会長 承知した。事務局よろしくお願ひします。次の会議ですが、日時、議題に関しては、後日事務局と調整して決定することとしてよろしいか。

（「異議なし」の声あり）

○中村会長 では、そのとおりに決定する。

石川委員

佐藤委員

南川委員

[欠席委員]

なし

[関係職員]

筒井保健所長

高橋保健所理事

岩田衛生指導課長

竹田衛生指導課長補佐

鈴木動物愛護指導センター所長

千葉動物愛護指導センター副主査

笹本動物愛護指導センター主任技師

[傍聴者]

1人

---

○中村会長 以上で、第17回動物愛護管理対策会議を閉会する。

午後4時25分閉会

[閉会後]

○衛生指導課長 中村会長ありがとうございました。また、委員の皆様には、円滑な会議の進行にご協力いただき、ありがとうございました。

最後になりますが、本日の議事録については、調整でき次第、委員の皆様に送付させていただくので、内容をご確認いただきたいと思う。

以上で、本日の会議を終了する。

本日は、ありがとうございました。

---

[出席委員]

中村会長

平川副会長

泉谷委員

切替委員

駒田委員